

# 鉄剣銘「上祖」考

氏族系譜よりみた王統譜形成への一視角

A Study of "Joso" Ancestry in Sword Inscriptions : One Perspective on the Formation of the Imperial Line Based on Clan Genealogy

義江明子

YOSHIE Akiko

はじめに

①「上祖」をめぐって

②鉄剣と系譜

③神話的系譜観の構造

結びにかえて

## 【論文要旨】

金石文に立脚した記紀批判・王統譜研究を前進させるためには、氏族系譜の系譜意識を視野にいれ、かつ、刻銘の素材にこめられた観念と銘文を総合的に考察する必要がある。そこで、最古の氏族系譜である稲荷山鉄剣銘に焦点をあて、鉄剣に系譜を刻む意味を、銘文構成上重要な位置にあると推定される「上祖」の観念とその歴史的变化に注目して分析し、以下の四点を明かにした。①上祖は「始祖」とは異質の祖先表記で、七世紀末以前の地位継承次第タイプの系譜冒頭に据えられた祖である。「上祖」が「始祖」表記に移行するのは書紀編纂の頃である。②銘文刀剣を「下賜」という上下の論理のみで読み解くことには疑問がある。稲荷山鉄剣銘文は、王統譜接合以前の、「上祖」を権威の淵源とする原ウヂの側の自生的な系譜伝承世界をうかがわせる貴重な資料である。③七支刀の象嵌界線に顕著なように、刀剣の形状・呪力と刻銘内容は一体不可分である。鉄剣の鎬上に系譜を刻む行為には、霊剣の切先に天の威力を看取する神話、後世の堅系図の中央人名上直線との類比からみて、重要な信仰上の意味がある。④稲荷山鉄剣系譜を神話的系譜観の観点から考察すると、「地名+尊称」の類型的族長名をつらねた部分は、ウヂ相互の同時代における現実の同盟関係(ヨコの広がり)をタテの祖名連称(ウヂの歴史)に置き換えたものと推定される。これは、祖父—父—子という時系列血統観による父系系譜とは、全く異質の系譜観である。

ここから、首長層の共有する観念世界をとりこみつつ、それを超越するものとして王統譜が形成され、七世紀末～八世紀初にかけて時系列直系血統観への転換がはかられることを見通的に述べ、あわせて、歴史認識における〈始まり〉の設定、系図を通して過去と向き合う〈姿勢〉についてもふれた。

【キーワード】 稲荷山鉄剣銘、氏族系譜、王統譜、銘文刀剣、上祖

## はじめに

日本古代の王統譜研究は、皇国史観の呪縛を離れた自由な研究が可能となった一九四五年以降、まず、記紀批判として展開してきた。記紀の記す神武以来の「万世一系」の継承に疑問をつきつけ、和風諡号等の分析および考古学的考察を総合して、さまざまな王朝交替論が提起されてきたのは周知の通りである。叙述の矛盾から造作と史実を選り分ける津田左右吉以来の記紀批判の方法に加えて、井上光貞によって提起されたのが、同時代史料である中国史料と金石文を定点に据えて、記紀を読み直す方法であった〔井上一九六五a〕。この方法を徹底させて、そこから記紀の内在的論理を読み解き、王統譜研究に大きな前進をもたらすとともに、東アジア世界における国家形成という大きな文脈の中に王権研究を位置づけたのは、川口勝康である〔川口一九七八・一九八一・一九八九〕。その後、埼玉県稲荷山古墳鉄剣、千葉県稲荷台1号墳鉄剣、鳥根県岡田山古墳大刀と、五～六世紀の刀剣銘文の発見が相つぎ、銘文刀剣を中心とする金石文研究は著しい深化をみせて今日に至っている。

こうした研究の成果に依拠して、さらに一步、王統譜研究を前進させる方法は何かと考えた場合、従来の研究方法と視角には二つの問題点があると思う。一つは、王統譜研究が記紀の記す「王統譜」の矛盾の解析、内在的論理の解明にとどまっていた、氏族系譜の論理が視野に組み込まれていないことである。王権にとっての王統譜形成の課題は、たんに「万世一系」の様相を作り上げることにあったのではない。首長たちを王権の秩序に組み込み組織化していくためには、彼らの中ではぐくまれた観念・論理を取り込み乗り越える必要があり、王統譜と神話はその要の位置をしめたと推定される。氏族系譜に込められた観念がいかなるものかを読み解くことなしに、王統譜形成過程を解明することはできない。

もう一つは、刀剣銘文の考察において、銘文そのものの精緻な分析に比して、刀剣自体の持つモノとしての意味の解明が不十分なことである。古代の刀剣信仰の広がり、神話における刀剣の重要な位置づけを想起するだけでも、銘文を刻む素材として刀剣が選ばれたことの意味、その形状等を、銘文の内容と密接不可分のものとして分析する必要性は了解されるはずである。これまでのところ、系譜を刻銘するのは稲荷山鉄剣のみである。本稿では、鉄剣の形状と銘文とを一体不可分のものとみて、氏族系譜が鉄剣に刻まれる意味、そこに込められた観念等を、刻銘位置にも注意しつつ考察していきたい。具体的な考察の焦点は、これまで「始祖」と同義とみなされてきた「上祖」の見直しである。これによって、歴史認識における〈始まり〉を問う、ということをやっている。

最近、律令国家論という枠組みで日本古代史研究が行われてきたことに疑問を呈し、七世紀末～八世紀初の画期を「天皇制度の成立、天皇制国家の成立という視点からとらえるべき」との提言がなされている〔吉田二〇〇八〕。その契機を「皇帝制度の導入」というところにもとめることには疑問を感じるが、律令という外来の制度・「法の支配」の面からではなく、多様な地域社会の実相に立脚し、それを統合する論理（「人の支配」）の解明の重要性という意味で、この提言を受けとめたい。稲荷山鉄剣銘文が刻まれた、ワカタケル＝雄略朝の画期の意味も、氏族系譜の系譜意識に着目することによって、中国皇帝の統治技術・天下観念の奪胎にとどまらない、自生的な支配の論理

の解明がより具体的に可能となろう。本稿では、稲荷山鉄剣銘系譜の考察を通じて、王統譜の形成、王権神話の完成という観点から、五世紀後半と七世紀末～八世紀初の画期をつなぐ見通しを得たい。

## ①……………「上祖」をめぐる

### 1 稲荷山鉄剣銘の「上祖」

一九七八年、埼玉県稲荷山古墳出土の鉄剣に最古の系譜を含む一一五文字の銘文が確認され、その後、多くの研究が積み重ねられてきた〔井上他一九七八、小川他一九七八、参照〕。現在では、おむね次のような釈文が承認されている。「辛亥年」は四七一年・五三一年の両説があるが、通説どおり四七一年で良いと考える。

〔表〕辛亥年七月中記乎獲居臣上祖名意富比埜其兒多加利足尼其兒名弓已加利獲居其兒名多加披次獲居其兒名多沙鬼獲居其兒名半弓比

〔裏〕其兒名加差披余其兒名乎獲居臣世々為杖刀人首奉事來至今獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時吾左治天下令作此百練利刀記吾奉事根原也

(訓読)

辛亥の年七月中、記す。ヲワケの臣の上祖、名はオホヒコ。其の兒、(名は)タカリのスクネ。其の兒、名はテヨカリワケ。其の兒、名はタカヒ(ハ)シワケ。其の兒、名はタサキワケ。其の兒、名はハテヒ。

其の兒、名はカサヒ(ハ)ヨ。其の兒、名はヲワケの臣。世々、杖刀人の首と為り、奉事し來り今に至る。ワカタケ(キ)ル(ロ)の大王の寺、シキの宮に在る時、吾、天下を左治す。

此の百練の利刀を作らしめ、吾が奉事の根原を記す也

鉄剣は、長さ七三・五センチ、中央部身幅三・一五センチ、莖長一五・五センチ、中央部幅二・〇五センチ、厚さ〇・四三センチ、関部幅三・八センチの細長い形状である。銘文はその中央部しのぎ鑄上に、切先から関まち(柄もと)近くまで五六センチの区間に、表五七文字・裏五八文字が表裏で起結を一致させて金象嵌されている。つまり、表裏で字数が一文字異なるにもかかわらず、上下の位置を揃え、画数に応じて字間の調整がなされている(『埼玉稲荷山古墳』、五六頁)。以下の考察との関わりで注目しておきたいのは、次の二点である。

- ① 鑄横の片身幅だけでも一・五センチ以上あるのに、そこにはなく、刻みづらいはずの中央鑄稜線に刻銘している。
- ② 刻銘時の統治主体に関わる「獲加多支鹵」(ワカタケル=雄略)「大王」「斯鬼宮」「天下」等の文字が、銘文作成主体に関わる「乎獲居臣」「上祖」「意富比埜」「奉事根源」等の文字と比べて、特に大きく刻まれてはいない(図1参照)

次に銘文の構成についてであるが、銘文全体を系譜資料という観点から眺めると、次のように四部に分けてとらえることができよう。

- I 辛亥年七月中記 [年紀]
- II 乎獲居臣上祖名意富比埜～其兒名乎獲居臣 [祖名連称]

Ⅲ 世々為杖刀人首奉事～左治天下

〔譜文〕

(Ⅱ + Ⅲ = 系譜)

Ⅳ 令作～記吾奉事根原也

〔刻銘由来〕

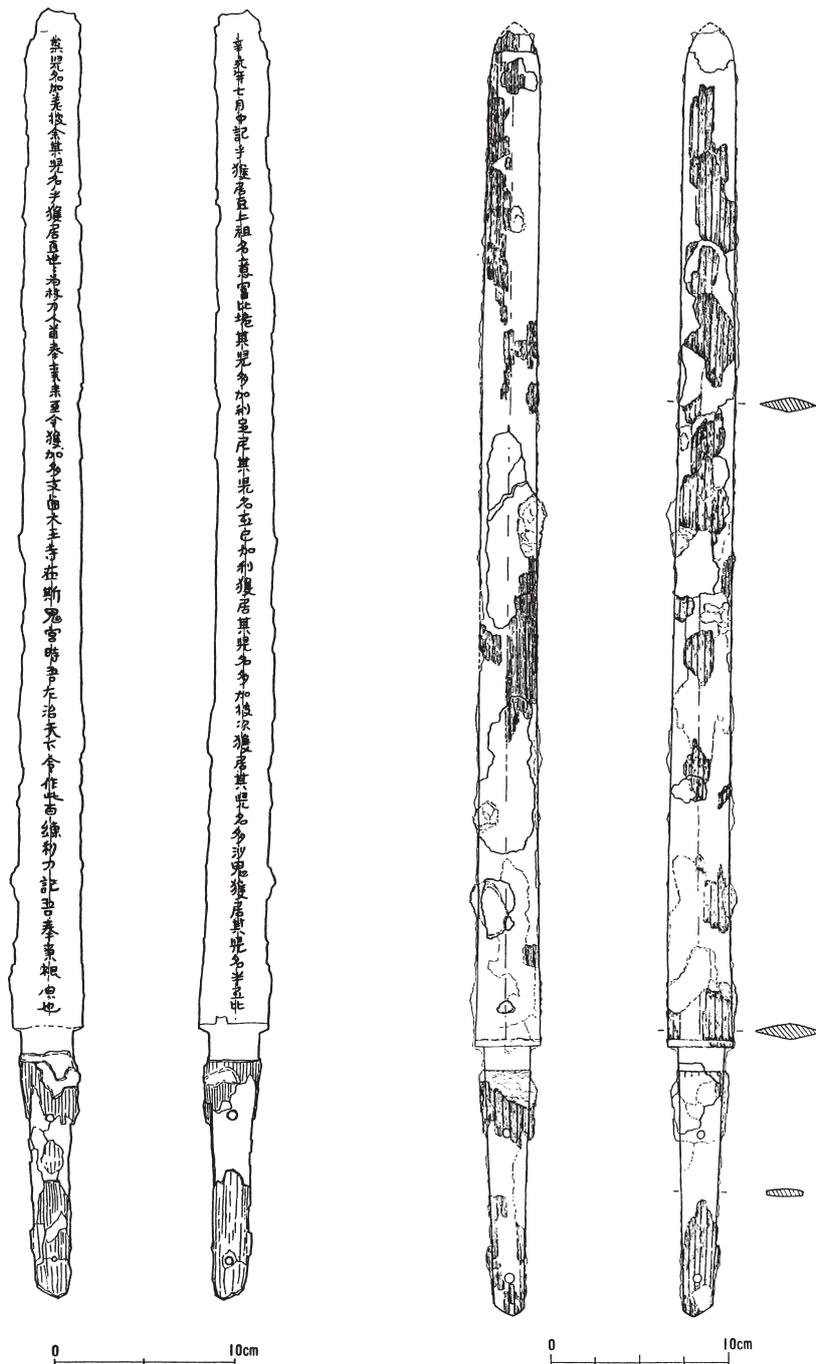


図1 稲荷山鉄剣実測図  
(埼玉県教育委員会『埼玉稲荷山古墳』[1980年]より転載)

Iはこの銘文の作成年月を記したもの。中国年号でも「大王世」でもなく、干支で年紀を記す点

が注目される。このことに独自の意義を見いだした川口勝康の刀剣下賜論への賛否も含めて、詳しい考察は二章で行う。

Ⅱは系譜の祖名連称部分で、「上祖」オホヒコからヲワケまで八代の人名が音仮名で列記される。八名は「其児名〇〇」でつながれていることから、一見すると父系直系八代を連記したものであるかのようにみえる。しかし、

- ① 『古事記』や「天寿国繡帳銘」「山の上碑」等、七世紀末以前の古系譜に特徴的な、配偶・親子関係を表す「娶・生」および兄弟姉妹関係を表す「次・弟」等の系譜用語が、Ⅱには一切みられない。
- ② 古代の族長位継承は九・十世紀ごろにいたるまで幅広い傍系継承であること〔阿部一九八四、井上一九六五b〕をふまえると、Ⅱの八名を父系直系の父子関係とみることは、Ⅲの「世々為杖刀人首奉事」という族長としての奉仕文言と矛盾する。よって、ここの「児」は親子関係とは異質の「コ」の用法とみななければならない。
- ③ Ⅱと全く同様の構成で、「娶・生」「次・弟」記載がなく、「児〇〇」で人名を一筋に列記する海部氏系図<sup>(1)</sup>は、国造・祝としての族長の地位継承次第であることが、奉仕年次の連続性から

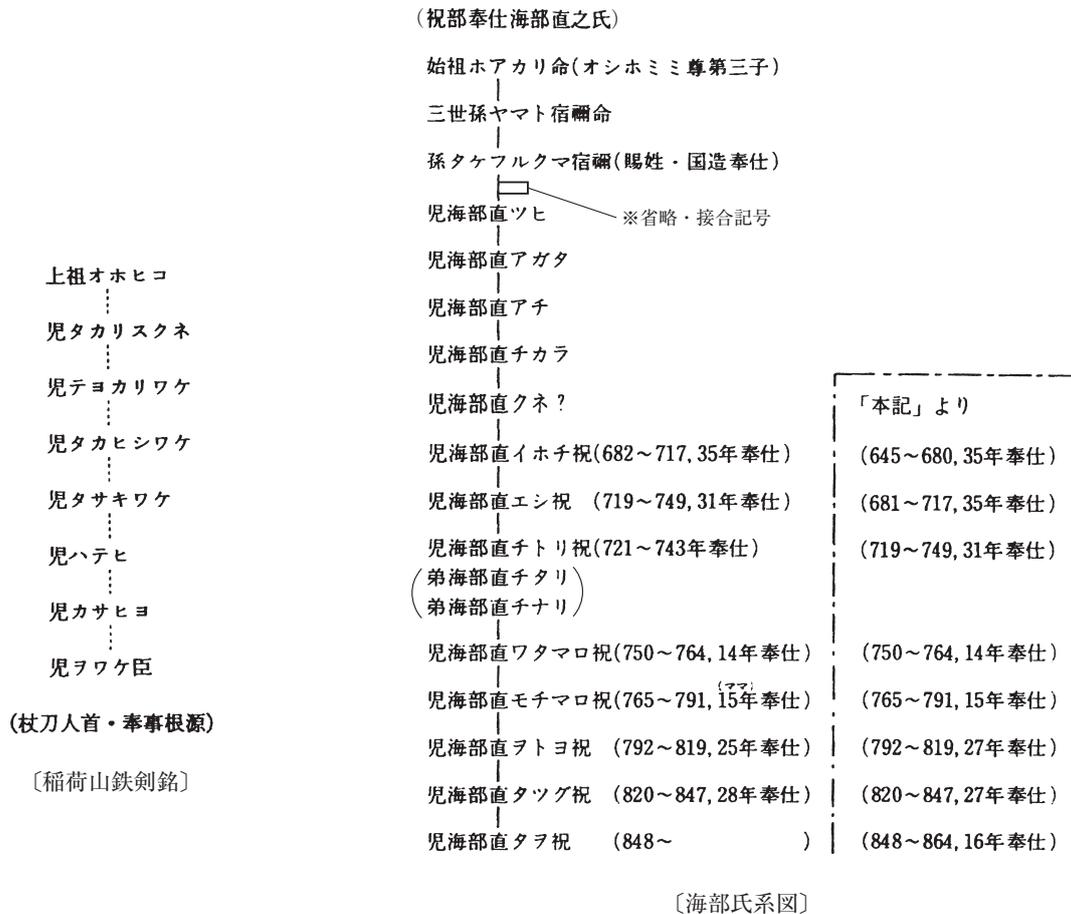


図2 稲荷山鉄剣銘と海部氏系図の構成

※「弟」二名はあとからの追記である [義江・2000, 33頁参照]。

明かである。

右の諸点からみて、Ⅱは父子関係の連記ではない。稲荷山鉄剣銘系譜は、海部氏系図と同様の地位継承次第タイプの系譜である〔義江二〇〇〇、二四頁～〕。

Ⅱの祖名連称と海部氏系図との共通性が確認できると、その冒頭部分の比較が可能となる。海部氏系図は「従元于今所齋奉祝部奉仕海部直等之氏、始祖ホアカリ命」以下代々の国造・祝の人名が、「児海部直〇〇—児海部直〇〇—」という形でタテに列記され、系線の脇に「従△△年至××年合\* \*年奉仕」と奉仕年次注記がある。これを稲荷山鉄剣銘と比べると、Ⅱ冒頭の「ヲワケ臣上祖オホヒコ」が「海部直等之氏始祖ホアカリ命」に相当する位置にあることがわかる。すなわち、後世の完成した地位継承次第系譜とは異なり、ウヂ形成の端緒段階にある五世紀後半の稲荷山鉄剣銘においては、ウヂ名はまだ成立しておらず、「ヲワケ臣」が原ウヂを体現する主体として前面に立ち現れているのである。

ヲワケ臣	・	上祖	・	オホヒコ
海部直等之氏	・	始祖	・	ホアカリ命

このようにみると、Ⅲの譜文（系譜説明文）の構成も明かになる。海部氏系図では冒頭の「海部直」というウヂ名に冠される「従元于今所齋奉祝部奉仕」にあたるものが、稲荷山鉄剣銘にはない。海部氏系図では代々の祝人名に奉仕年次を付記するが、それも稲荷山鉄剣銘にはない。両者ともに、Ⅲの「世々為杖刀人首奉事来至今」という文言に集約されていると考えられる。いいかえれば、稲荷山鉄剣銘文においては奉事文言が未発達であり、冒頭にかかげるべきものともされていない。系譜本文の冒頭は「オワケ臣の上祖」であり、これが銘文構成上の重要な位置を占めると推定される。Ⅲで奉事文言につづく「獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時吾左治天下」は、ヲワケ個人についての譜文であり、海部氏系図でいえば「タケフルクマ宿禰」に付された「此若狭木津高向宮<sub>ル</sub>海部部直姓定（楯）賜<sub>豆</sub>□<sub>□</sub>梓賜国造仕奉<sub>支</sub>」等に相当する、傑出した人物の功績についての個別注記である。

Ⅳの「令作此百練利刀」は刀剣讚辞で、系譜を記す素材とした刀の優秀性について述べ（二章後述）、そこに「奉事根源」を記す、という刻銘由来で全体が締めくくられる。

すなわち、Ⅱと同様にⅢ・Ⅳにおいても、原ウヂを体現する主体としての「吾」＝「ヲワケ臣」が正面に据えられていることが明かである。「ワカタケル大王」はあくまでも「ヲワケ臣」の奉事対象であり、その意味では、この銘文の構成上では脇役にとどまる。これは刻銘の形状から確認した前述の②の特色（ワカタケル大王に関わる字句をことさらに大書しない）とも一致する。

以上に述べてきたことを、銘文上における「上祖」の位置という観点からとらえなおすと、次の三点にまとめることができる。

- ① 「上祖」は、地位継承次第タイプの系譜の冒頭に据えられる祖である。
- ② 稲荷山系譜における奉事文言は後世の系譜に比較すると未発達であり、「ヲワケ臣」を主体とする銘文構成において、系譜本文冒頭の「上祖」が重要な位置を占める。
- ③ 「上祖」は、後世には「始祖」の語におきかえられている。

稲荷山鉄剣の「上祖」については、「漢文では「上祖」とは「祖先を<sup>たつと</sup>上ぶ」という意味」で祖先

表記としては異例とする西嶋定生氏の発言〔井上他一九七八〕が目につく程度で、通常の鉄剣銘文解釈においては「上祖（始祖）」として、始祖と同義とみなされている。だが、『宋書』以前の史書で「上祖」の語を検してみても、熟語としての「上祖」は宗廟祭祀における相対的に上世代の祖という意味で使われており、「始祖」という意味はない。<sup>(2)</sup> 銘文の構成から明かにした諸点をもあわせ考えると、「上祖」の語は、漢語としての用法が出発点にあるとしても、氏族系譜の成り立ちとかかわって我が国で独特の意味内容を持つにいたったと推定される。少なくとも、「上祖」と「始祖」を同義語とみなす従来の解釈が不十分なことは明かである。両者の間には時間差を考える余地があり、その背景には祖先観の転換も想定されよう。そこで以下、「上祖」の他の用例からこうした点を考察していく。

## 2 『日本書紀』の「上祖」

『日本書紀』においては、祖の表記は「遠祖」「始祖」「本祖」「上祖」「祖」等と多様であるが、このうち「上祖」は五例、一箇所には見られない。それは神代紀第九段（天孫降臨）の一書第一で、天孫ホノニギに配侍する五部神がそれぞれ中臣・忌部・媛女・鏡作・玉作の「上祖」とされている。

故天照大神乃賜天津彦彦火瓊瓊杵尊，八坂瓊曲玉及八咫鏡，草薙劍三種寶物。又以中臣上祖天兒屋命。忌部上祖太玉命。媛女上祖天鈿女命。鏡作上祖石凝姥命。玉作上祖玉屋命。凡五部神使配侍焉。

このうち天兒屋命・太玉命・天鈿女命は、神代紀第七段（天磐戸）本文では「中臣連遠祖」「忌部遠祖」「媛女君遠祖」と記されている。ここからすると、「上祖」＝「遠祖」である。日本古典文学大系『日本書紀』はここを「上祖」と訓み、頭注に「遠祖に類する語に上祖・本祖などがあり、いずれもトホツオヤと訓む」、<sup>(3)</sup> 「始祖に類する語として遠祖がある」と記す。すなわち、「上祖」＝本祖・遠祖・始祖＝トホツオヤとの理解であり、このうちの「始祖」はハジメノオヤと訓まれている。

『日本書紀私記（乙本）』神代下に「上祖止保津乎也」との訓注があり、一〇世紀前半に成立した最古の漢和辞書である『和名類聚抄』では、漢語の「高祖父」について、「爾雅云、曾祖王父考為高祖王父、日本紀上祖 和名止保豆於夜」と説明している。ここからわかるように、平安期における「上祖＝トホツオヤ」は、自己からみて時系列血統上の遠い祖を意味する。しかし、この訓みと意味を『日本書紀』成立時にまで遡らせて良いかは、一考を要しよう。「上祖」の語は、この他には『古事記』にも『新撰姓氏録』にも全く用例がない。他方で、最古の系譜である五世紀後半の稲荷山鉄剣銘にこの語があり、『日本書紀』神代紀には本文と一書の間で「遠祖」と「上祖」の通用がみられるということは、記紀編纂の前後に「上祖」の使用・意義をめぐる何らかの転換があったことをうかがわせるからである。

『書紀』の祖先表記を論じた最近稿では、天孫降臨に付き従う重要な役なので、「遠祖」ではなく「上祖」という特別な祖先表記を用いた〔竹本二〇〇六〕との推定のなされる一方で、稲荷山鉄剣銘の「上祖」を考慮すると問題の一書が「古形を残したもの」である可能性もあるとする見解〔伊藤二〇〇七〕もみられる。第九段の一書第一については、用語からみた『古事記』との親近性、述作の新しさが指摘されている〔北川一九八〇、長野一九八〇〕。しかし、「中臣上祖天兒屋命」とい

う記載様式は「ヲワケ臣上祖オホヒコ」と共通する。したがって、第九段一書第一自体の述作は比較的新しいとしても、そこに古系譜冒頭部の「上祖」記載が参照引用されているとみる余地は充分にあろう。

というのも、従来は注目されていないが、稲荷山鉄剣銘以外にも「上祖」記載を有する古系譜があるからである。

### 3 「粟鹿大明神元記」の「上祖」

「粟鹿大明神元記」(以下、「元記」)は、但馬国の国造で粟鹿神社の祭主をつとめた神部直氏に関わる系譜である。後世の追補があるが、系図部分の原型はほぼ八世紀の成立とされている。文章系譜形式と豎系図形式の二種類が現存し、その先後関係をめぐって諸説があるが、現在では、豎系図形態の九条家本「粟鹿大明神元記」(鎌倉末書写)が本来のものとの見方が有力視されている[中村一九八六、義江二〇〇〇]。よって以下、九条家本豎系図によってみていく。

日本古代の氏族系譜は、溝口睦子が明かにしたように、他氏族との系譜の共有にもとづく重層的構造を持っている[溝口一九八二、三三四頁～。義江二〇〇〇、一二～一六頁]。断層の区切りには、称号・系譜用語・人名表記等の変化がともない、時には異質史料接合を示す記号もみられる。「元記」について、是澤恭三・溝口睦子の区分案を参考にしながら私見によって段落構成を示すと、図3のようになる。①～③は広い意味での大神氏同祖同族の共有系譜部分、④～⑥が但馬国神部直氏の単独系譜である。

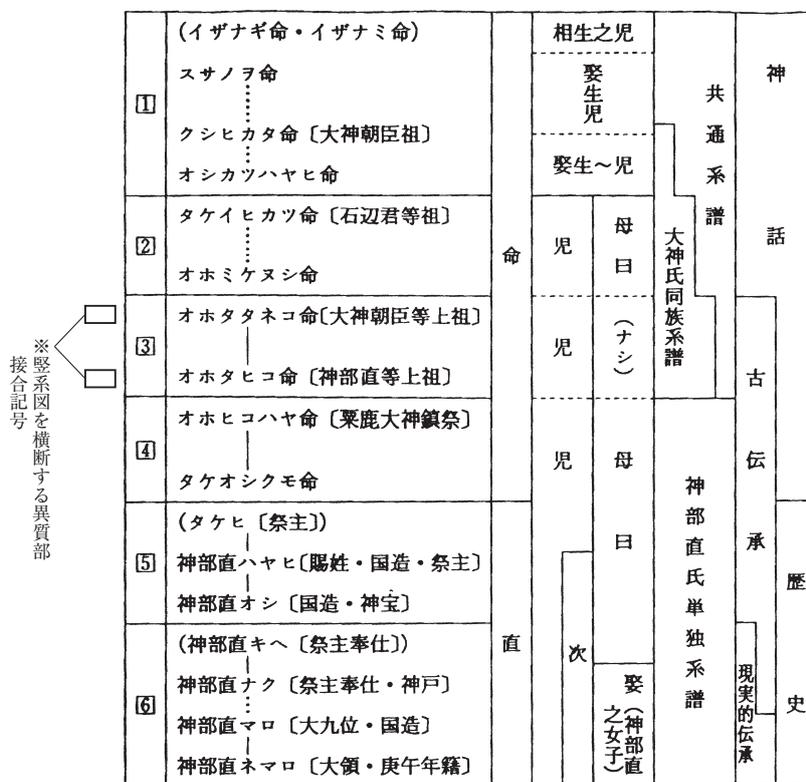


図3 粟鹿大明神元記の構成

拙著で明かにしたように、「元記」の骨格は、「兎〇〇」で人名を連記し祭主奉仕記載をもつ地位継承次第タイプの系譜である。そこにあとから「娶生」「母△△」「娶\*\*」等の記載を付け加えて父系出自系譜の体裁に整え直された〔義江二〇〇〇、一〇四～一〇八頁〕。よって、「母曰」も「娶」「娶生」も付記しない「兎〇〇」のみの③が、「元記」の中でもっとも本来的な部分である。③の上下には縦系図全体を横断する短冊形の記号があり、是澤によれば、これは異質伝承を挟み込んだ際の省略を示す系譜記号である〔是澤一九五六、一九三頁〕。この上端において、オホタタネコを祖とする大神氏固有系譜の上にさらに広い同祖同族系譜〔②〕と記紀神話につながる架上〔①〕がなされ、下端においては、オホタヒコ命のところで神部直氏単系譜〔④以降〕との接合がなされて、以後、書き継がれて「今」（庚午年籍時の大領ネマロ）に至る。

「上祖」の語は、まさにこの③の大神氏同族系譜冒頭部と神部直氏単系譜冒頭部に見える。前者は、オホタタネコ命についての「大神朝臣上祖」との注記、後者はオホタヒコ命についての「但馬国朝来郡粟鹿神部直、美作国大庭郡神直、石見国大市郡神直、的大神直、倭三川部、吉備国品治部、葦浦君等上祖」という注記である。すなわち、稲荷山鉄剣銘と同様に、「上祖」は「兎〇〇」で人名を連記する地位継承次第タイプの古系譜冒頭における祖先表記なのである。ここでもう一つ、「上祖」の祖先表記としての特質に関わって注目すべきことがある。但馬国の神直氏が大神同族系譜に包摂されて大神氏の祖を架上しようとも、さらに、大神氏がより上部に系を伸ばして記紀神話中のスサノヲに接続しようとも、それぞれの固有系譜伝承冒頭部の「上祖」の表記は、壮大な同祖同族系譜の広がりの中に埋め込まれたまま保持されている。すなわち、「上祖」は、系譜の基点をしめす「始祖」とは異質の観念にもとづく祖と推定されるのである。

## 小結

以上、稲荷山鉄剣銘の「上祖」、『日本書紀』神代第九段（天孫降臨）一書第一にのみみえる「上祖」、〔粟鹿大明神元記〕の古系譜部分にみえる「上祖」について検討し、祖先表記としての「上祖」の意味を考えてきた。考察の結果をまとめると、

- i 「上祖」は五世紀後半から七世紀末まで、地位継承次第タイプの古系譜の冒頭に据えられる祖の表記だった。
- ii 『日本書紀』編纂の頃から「上祖」は使われなくなり、「始祖」ないし「遠祖」の語にとってかわられたらしい。
- iii 系譜共有グループの祖が上部に架上され、王統譜への接合がなされたのちも、「上祖」は固有氏族系譜の冒頭部に埋め込まれたまま保持される。〈始まり〉＝起点を意味する「始祖」とは異質の祖先表記である。
- iv 平安期の古訓を伝える「日本書紀私記」・『和名類聚抄』の「上祖＝トホツオヤ」は、自己からみて遠い時系列血統上の祖を意味する。しかし、より古い時代の「上祖」の訓みと意義はそれとは異なる可能性がある。

右のiii・ivの点を解明するために、「上祖」の語を記す現存最古の系譜資料である稲荷山鉄剣について、系譜を鉄剣に刻むことの意味を他の刀剣銘文との比較から考えていく。

## ②……………鉄剣と系譜

### 1 刀剣の形状と銘文

これまでに知られている七世紀末以前の刀剣銘文のなかで、文字不明の伝群馬県古墳出土金錯直刀、干支のみの四天王寺伝世大刀・兵庫県箕谷二号墳出土大刀をのぞき、ここで考察の対象とするのは、稲荷山鉄剣を含めて次の六例である。銘文の構成、刻銘位置に注意しつつ、これまでに判明している文字を摘記する。

#### (1) 奈良県東大寺山古墳出土大刀

長さ約一〇三センチの直刀の幅一センチの棟(刀背平面部)に、下記の二四字が読み取れる。「中平」は後漢の年号(一八四—一八九)である。文字は切先から関(つばもと)まではほぼ等間隔に配され、明かな文字の大小はない[梅原一九六二]。

(支) (釦) (下) (祥)  
中平□□五月丙午造作文刀百練清□上應星宿□辟不□

銘文の構成は、冒頭に年号・月・干支日で製作の年紀が示され、続いて「百練」の文字を含む刀剣讚辞、最後に「上應星宿、下辟不祥」という吉祥句がくる。優れた刀には呪的力が備わっており、その刀を所持する者にもたらされる吉祥を寿ぐ文言が吉祥句である。

#### (2) 石上神宮伝世七支刀

刀身の左右に六本の支刀を持つ特異な形状の刀身に、下記の文字を刻む。文字は、七支刀の輪郭を金象嵌線で忠実に(各支刀の先端部分まで届くように)象った線で囲まれた内部の中央平面上に刻まれている(図4参照)。これは、刻銘行為が刀剣の持つ呪力を前提になされたことを示す、という意味で注目される。刀身長は約六五・五センチ、幅は約二・二センチである。

(始) (6)(一) (鏤) (出) (永年大吉祥)  
〔表〕泰(和)四年十□月十六日丙午正陽造百練鋼七支刀□辟百兵宜供候王□□□□作  
(初) (釦)

(慈) (子) (旨) (示)(後)  
〔裏〕先世以来未有此刀百濟(王)世(奇)生聖音故為倭王旨造(傳)□□世  
(不)

銘文構成の特色としては、年紀・刀剣讚辞・吉祥句につづけて、造刀の由来が詳しく語られる。従来、中国と百濟・倭の政治的関係をめぐって種々の議論が重ねられてきたのはこの部分であるが、本稿ではその問題にはふれない。本銘文における造刀由来の詳しきは、象嵌界線に示される刀剣呪力の重視と対応する、という点だけを指摘しておきたい。

#### (3) 千葉県稲荷台一号墳出土鉄剣

全長約七三センチの剣の表・裏の鑄(中央稜線)右側に、推定で各六文字を刻む。文字の冒頭部は切先から約五〇センチのところにある。「王賜」の語を裏面の文字より2字分あげる記載法は敬意を表する“抬頭”にあたと推定される。文字の大小は字画数によるが、「王賜」の象嵌線はやや太く、強調したものと考えられる(『王賜銘鉄剣概報』)。

(安)  
〔表〕王賜□□敬□

〔裏〕 此延□□□□

銘文構成の特色は、冒頭に年紀ではなく「王賜」という下賜文言がくることで、それに続く欠字を含む部分は、吉祥句+刀剣讚辞の短い常套文言と推定されている。

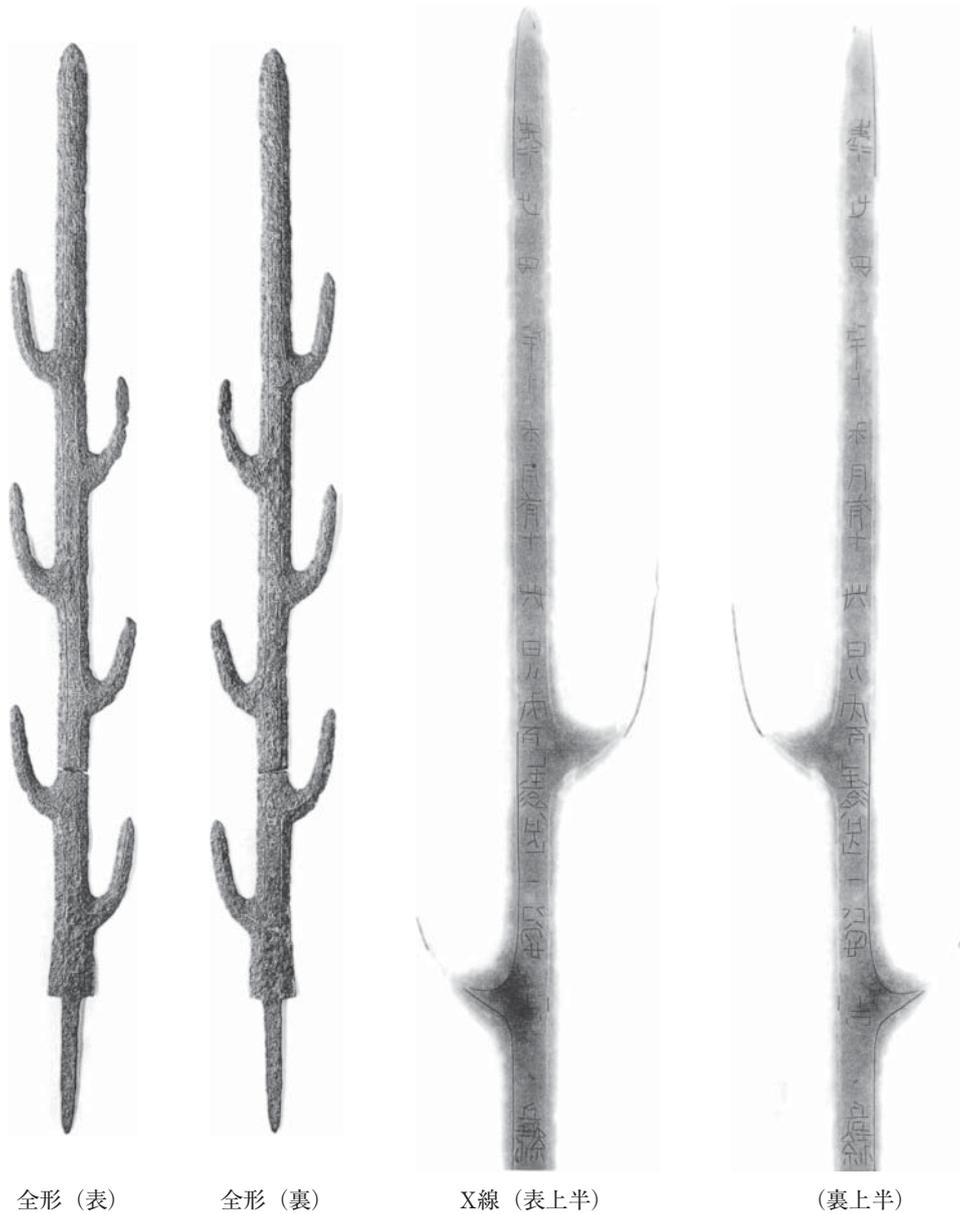


図4 七支刀の形状と象嵌囲み線  
(村山正雄編著『石上神宮七支刀銘文図録』吉川弘文館 [1996年]より転載)

#### (4) 熊本県江田船山古墳出土大刀

現存九一センチの刀の棟部に銀象嵌で七五文字を刻む。棟幅はわずか〇・八センチである。文字の大小は字画数に起因するとみられるが、それを考慮した上で比較的大きく書かれているのは、「長壽」「得三恩也」「書者長安也」の三箇所である（『江田船山古墳出土国宝銀象嵌大刀』）。

(台) 治天下獲□□□齒大王世奉事典曹人名无□□月八月中用大鐵釜鐵四尺延刀八十練□十振三寸上  
(利) (九)  
(刊) 好□刀服此刀者長壽子孫洋々得□恩也不失其所統作刀者名伊太□書者張安也 (和)

銘文構成の第一の特色として、冒頭に中国年号ではなく「治天下大王世」という倭の統治秩序を明示する語がくることがあげられよう。そのあとに作刀主体ムリテの名があって、(作刀の)月+刀剣讚辞+吉祥句がつづき、最後は作刀と書記に従事した技術者名である。刀剣讚辞と吉祥句が詳しく記され、刻銘の主眼がそこにあることを示す。これは文字の大きさが示すところともほぼ一致するといえよう。

(5) 稲荷山古墳出土鉄剣銘 (銘文は1章参照)

刻銘箇所、銘文構成の特色を再度摘記すると、剣身中央鑄上、切先から関まで五六センチの間に、表裏で上下を一致させて、表に五七文字、裏に五八文字、計一一五文字を刻む。文字の大小は字画に左右され、ほぼ均等に字間を調整して割り付けられている(『稲荷山古墳』)。金象嵌の蛍光X線分析によれば、表面では三五文字目以降、裏面では四七文字目以降にAu含有率の高い金が使われている(金色の色調が高くなる)が、文意上の意図的使い分けや字画等による規則性は見いだせないという[早川他二〇〇三、一六頁]。

(6) 島根県岡田山一号墳出土大刀

現存部の刀身は五二センチ、文字は約一二字である。文字は刀身平面部の下部に残る(『出雲岡田山古墳』)。

(額)(部)  
〔表〕各田<sub>リ</sub>臣□□□素□大利□

上半部を欠き、「額田部臣」が作刀主体か下賜対象かも不詳だが、最後は刀剣讚辞である。

以上をまとめると表1のようになる。

表1 刀剣の銘文構成と刻銘位置

	刀 剣	銘 文 構 成	字数	銘文冒頭	刻 銘 部 位	銘 年 代
1	東大寺山古墳出土大刀	年紀+刀剣讚辞+吉祥句	24	年号・月日	刀背平面	「中平」(188—189) 中国製
2	石上神宮伝世七支刀	年紀+刀剣讚辞+吉祥句+作刀由来	61	年号・月日	刀身中央平面	「泰和四年」(369) 百濟製
3	稲荷台1号墳出土鉄剣	下賜文言+?+△吉祥句?+△刀剣讚辞?	12	王賜	剣身下部鑄右平面	(5世紀前半?)
4	江田船山古墳出土大刀	年紀+作刀主体+月+刀剣讚辞+吉祥句+作刀・書者	75	治天下大王世	刀背平面	(5世紀後半?)
5	稲荷山古墳出土鉄剣	年紀+系譜[祖名連称+譜文]+刻銘由来(△刀剣讚辞)	115	干支年・月	剣身中央鑄上	「辛亥年」(471)
6	岡田山1号墳出土大刀	?+作刀主体?+刀剣讚辞	12+α	?	刀身平面	6世紀後半古墳築造

## 2 銘文における「上祖」の位置——刀剣賜与論の再検討

これらの刀剣銘文をめぐるのは、東アジア国際秩序のもとでの倭王権の形成という文脈に位置づけた、川口勝康氏の下賜説がある〔川口一九七八a〕。冒頭の年号あるいは「治天下大王世」が下賜主体を表示するとして、中国年号を冒頭に据える(1)(2)は中国皇帝から((2)は百済王を介して)倭王への下賜刀、「王賜」「治天下獲□□□鹵大王世」を冒頭にもつ(3)(4)は、そのような政治的統属関係を自らのものとして実践しはじめた倭王が、列島内有力首長層に下賜したことを示すとみる〔川口一九九三、三三四頁〕。したがって川口説では、同じ「ワカタケル大王」の時代でありながら、(4)が「治天下……大王世」の冒頭表現によって下賜主体としての倭王を明示するのは対極的に、(5)は「辛亥年中七月中記、オワケの臣」という冒頭表現と文中の「吾左治天下、令作此百練利刀」の語によって、製作主体が「オワケの臣」であることを示すことになる。ただしその場合も、「左治」の語への注目と「ヲワケ」の名を〈大刀の分与(ワケ)＝統治権の分与〉に関わると理解することによって、稲荷山鉄剣銘文もまた、大王による下賜の体系の中に包摂し位置づけられるのである〔川口一九七八b、二二八～二三一頁〕。

川口説に対しては、その構想の深さと鋭さには敬服しつつも、全体を下賜の体系で捉えることには批判が強い。①「王賜」と明記する稲荷山鉄剣との対比からいっても、「稲荷山鉄剣や江田船山鉄刀の銘文には直接的な授受関係を示す文言はない」〔平川一九八八〕、②江田船山鉄刀については、同一作者または同一工房制作の二口の直刀が同古墳副葬品に含まれ〔亀井一九七九〕、「銘文自体の意味からしても、作刀の主体はムリテと考えるのが正しい」〔篠川一九八八〕、というのがおもな批判点であり、主流的な見解といって良いであろう。佐藤長門氏は、(1)と(3)を下賜刀、(4)と(5)を顕彰刀とするが、その場合も、(1)の「中平」刀を下賜刀とみるのは、中国年号の刻銘に皇帝からの下賜を読み取る川口説の論理を受け入れてのことではない。「後漢との関係を示唆する威信財という意味での、広義の下賜刀であった可能性が高い」という理解である〔佐藤二〇〇四〕。

文字の大小という点からも、「漢委奴国王」金印の「漢」の字や(3)の「王賜」の文字が「特筆大書」されているとして、そこに下賜主体誇示の意味を読み取る〔川口一九九三〕ことには疑問を感じる。(1)から(6)まで個別に刀剣の刻銘文字を検討した際に注記したように、「王賜」と明記する(3)を除いて、文字の大小を左右するのは専ら字画数の大小であり、年号や「大王」「世」等を特筆大書する傾向はなんら見いだせないのである。

以上の諸点からして、年号の刻銘そのものに下賜主体としての中国皇帝の表示を読み取る川口説には、無理があろう。よって、年号に代わる「大王世」を記す江田船山大刀を倭の大王による下賜とみ、干支年で始まる稲荷山鉄剣を(大王による統治権分与を前提とした)ヲワケによる分与(ワケ)と位置づけることも、困難と思う。それぞれ、ムリテとヲワケを製作主体として完結した銘文構成とみるべきだろう。しかしだからといって、どちらも大王への近侍を記念して作らせたもの〔平川南〕、あるいは個人・一族の顕彰〔佐藤長門〕であるとして、両者を同一性格のものともて良いだろうか。川口説とは異なる観点からだが、前者が「治天下ワカタケル大王の世に奉事」したことを冒頭に掲げるのに対して、後者では文中で「ワカタケル大王の寺、シキ宮に在る時」としてふれるだけ、ということの違いはやはり無視しえないと考える。

そこであらためて、表1を参照しつつ、(イ)冒頭句の違い、(ロ)「奉事」の位置、(ハ)吉祥句の有無の三点を手がかりに、稲荷山鉄剣銘文の意義を明らかにしたい。

(イ) 冒頭句

まず確認すべきは、「王賜」銘鉄剣、上半部を欠く岡田山大刀を除き、刀剣銘文の冒頭部にはいずれも製作の年紀が記されるということである。「中平」刀は中国製、七支刀は百濟製であるから、刀剣銘文の冒頭に製作年紀を刻むという書法は、中国・百濟を介して伝わり、倭国の支配層にも受け入れられ定着したものと見て良いであろう。「王賜」銘鉄剣については、抽象的な内容から「複数の同一銘文をもつ刀剣が存在したことを予測させ」[平川一九八八]、不特定多数への「二次的・間接的下賜」が想定されている[佐藤二〇〇四]。個別の王名を欠き、特定の製作年紀が記されないのは、それ故とみることができよう。

このことを確認した上で冒頭の年紀表記のありかたを見ると、中国年号と「治天下大王世」とが鋭い対照をなすことは明かである。一方は中国皇帝の権威を背景にもち、その統治秩序下にあることを示すのに対し、他方は倭の大王の権威を背景にその統治秩序下にあることを示す年紀表記である。その意味で、両者を対比して後者に倭王権の存在を読みとった川口説は、蓋し卓見であるが、これをもって下賜主体の表示とみなせないことは前述の通りである。この対比をふまえると、江田船山古墳大刀と同じくワカタケル大王の世の製作である稲荷山鉄剣銘が、文中には「ワカタケル大王の寺、シキ宮に在る時」と記すにもかかわらず、冒頭には干支で年紀を刻むことの意味は無視しえない。ここでも「両銘文は、その冒頭表現において対極的」[川口一九九三]とする川口説は鋭く射ているが、私見によれば、その意味は、下賜主体に関わらせて読み解くのではなく、冒頭の年紀表記において統治権威につながる表現をしない、という点にみるべきと思う。

自らが服する権威・秩序の淵源を示す「治天下大王世」ではなく、そのような背景を何ら持たない干支年表記を冒頭に掲げることによって、稲荷山鉄剣において高い権威を担って浮上するのは、年紀につづく本文冒頭に位置する「オワケ臣の上祖オホヒコ」<sup>(7)</sup>である。

(ロ) 「奉事」

「上祖オホヒコ」が同銘文における権威の淵源を示すことは、「奉事」の位置からも明かである。江田船山大刀の製作主体はムリテ、稲荷山鉄剣の製作主体はヲワケだが、両者の社会的地位の表示は両銘文において大きく異なる。すなわち、ムリテは「治天下ワカタケル大王の世に奉事する典曹人、名はムリテ」との〈名乗り〉で自らを示すのに対して、オワケの〈名乗り〉は「上祖、名はオホヒコ……其の児、名はヲワケ臣」である。そのヲワケ臣が「世々、杖刀人の首として奉事」してきたことを誇り、「吾が奉事の根源を記す」というのが、この銘文のいわんとするところであった。おなじくワカタケル大王に奉事する者として、そのことを刻ませた銘文ではあるが、ムリテは自らの権威の淵源をひたすら「ワカタケル大王」にもとめるのに対して、ヲワケは権威の第一の淵源を「大王」ではなく自らの「上祖オホヒコ」にもとめているのである。

ここに「上祖」としてみえる英雄オホヒコの伝承は、のちには「孝元皇子・四道將軍大彦命」(崇神紀十年九月甲午条)として定着すると考えられている。稲荷山鉄剣銘文のオホヒコが大王につながる系譜を記さないことは、まだそうした系譜伝承ができあがっていなかったことを示唆するが、それはたんに系譜伝承の未発達ということの意味するのではない。形成過程にあるウチの側が、王

統譜に接続しない（接続することを必要としない）氏族側の独自の主張としての系譜伝承を持ち、誇らしげに刻んだことがこの鉄剣からは確認できるのである。第一章3節で「粟鹿大明神元記」中の「大神朝臣上祖オホタタネコ」と「(但馬国) 神部直等上祖オホタタネコ」からみてとったように、より大きな系譜共有グループに包摂されて異なる祖をいただくことになろうとも、架上を重ねて皇祖神に接続することになろうとも、それぞれの氏族グループ固有の「上祖」伝承は、氏族内部では保持されつづけている。ここから考えると、ヲワケ以降の時代に王統譜との接合がなされ、系譜上部に大王につらなる祖の架上が行われたのちにも、「上祖」オホヒコ」という祖先表記は固有の伝承として残りつづけた、と想定することもできよう。

#### (ハ) 吉祥句

表1をみると、上部の欠損で銘文構成の全体が不明な岡田山大刀をのぞき、稲荷山鉄剣銘以外の銘文にはすべて吉祥句が含まれている。いいかえれば、他の四例の銘文はいずれも、刀の呪力的力を讃え（刀剣讃辞）、そうした刀をもつことでもたらされるであろう吉祥を示すことを必須とし、場合によっては作刀由来も付して、“刀について語る”ことを刻銘内容とする。それに対して、稲荷山鉄剣銘文は、「百練の利刀」という簡潔な常套句で刀剣讃辞を記し、その“刀を素材に系譜を語る”ことに終始している。ゆえに、末尾も作刀由来ではなく刻銘由来（「吾記奉事根源也」）で締めくくられるのである。その対比は、江田船山大刀と稲荷山鉄剣において顕著であり、両者をひとまとめに「顕彰刀」とみなしえない理由でもある。

吉祥句を欠くということから明かになる、“刀について語る”のではなく“刀を素材に語る”稲荷山鉄剣銘文の特色は、それが系譜を語るものであるという、他の銘文とはことなる性格と密接に関わるのではないか。表1をみると明かなように、銘文の内容が系譜であることも、刀背・刀身の平面にではなく中央鑄稜線上に刻銘することも、稲荷山鉄剣だけの特色なのである。そこで次節では、系譜の表現媒体という観点から、鉄剣の鑄上に刻銘することの意味を考察する。

### 3 鉄剣と豎系図

古く中国においては、道教思想にもとづき、天の靈気を雷電として鋒に感受するものとして、剣に対する呪術的信仰が広がりを見せていた[福永一九八七]。東大寺山「中平」銘大刀の例にもみられるように、中国刀の伝来を通じてこうした刀剣に対する呪術的観念も受容されたことは容易に想像し得よう。なお、刀（片刃）と剣（両刃）とは形態においては区別されるが、文字表記の上では、中国の史書においても『古事記』『日本書紀』においても区別はあいまいで、「十握劍」が同一文章の中で次には「御刀」と記されるように、全く混同されている。武器としての鉄刀がめざましい発展をとげる一方で、『宋書』が伝える五世紀頃、「劍」はすでに儀礼的な存在となり、……「刀」と「劍」との区分もかなり不明確なものとなっていた」という[白崎一九九五]。

こうした刀剣への呪術的信仰の広がりを前提として刀剣への刻銘がなされたことは、前章1節で述べた石上神宮七支刀の例に明かである。七支刀の刻銘は、六本の支刀を持つ特異な形状をそのまま忠実に金象嵌線で象った中になされている。「(出) 辟百兵……」という吉祥句も、「先世以来未有此刀……」という刀剣讃辞も、この象りの中に記されてこそ意味のある文言であった。刀そのものの持つ呪力を前提とし、それと一体のものとして刻銘の文言が存在することもまた、七支刀を通

じて倭国の支配層に理解されていたとみて間違いないだろう。稲荷山鉄剣銘文については、発見当初からその字音仮名表記に百済文化との強い関連が注目され〔木下一九七八〕、最近稿においても、韓国の新出木簡の人名に（獲加多支鹵と共通する）「鹵」の字が見られることから、「明確に百済の影響が確認できる」と指摘されている〔川崎二〇〇七、八三頁〕。

しかし、刀剣銘文ということになると、朝鮮におけるその残存実例はほとんどない。近年、銀象嵌銘のあることが確認された東京国立博物館蔵の朝鮮三国時代伝加耶出土単龍文環頭大刀は、刀背棟部に吉祥句を中心とする一六文字がある〔韓国金石遺文〕、東野二〇〇四。百済製作である七支刀も含めて、銘文内容の個別性、書法、象嵌技法等を比較考察すると、中国製刻銘刀剣との間の隔たりは大きく、「日本列島の在銘刀剣の源流は、直接には、特殊な発展をみせた古代朝鮮の在銘刀剣に求めるべき」と考えられている〔東野二〇〇六〕。だが、そうした中であっても、刀身や刀背棟部ではなく中央鑄稜線上に刻銘するというのは、現在確認できるかぎりでは、稲荷山鉄剣だけにみられる大きな特色なのである。

中国の刀剣銘文については、稲荷台「王賜」銘鉄剣の考察にあたって、その刻銘部位に関する中国からの影響が注目された。「王賜」銘鉄剣は、剣の表・裏それぞれの鑄右側の関近くに簡潔な文言を刻む（二章1節参照）。簡潔な銘文を剣身の関近くに記すことは古代中国の剣類に通有な記載の仕方であり、春秋戦国時代の越勾踐の剣のように、身幅が広く鑄が鋭い剣では、鑄の左右に同一文字数を振り分けて記す。そこから、「王賜」銘鉄剣の刻銘の特色は、「中国の剣の銘文を意識したことによる」とみられるのである〔平川一九八八〕。

銘文内容・記載方法等も総合して、鑄右側の関近くに刻銘する「王賜」銘鉄剣に中国の刻銘方式の強い影響を見ることは、その通りだろう。しかし、鑄上に刻銘する稲荷山鉄剣について、「剣の身幅が狭く、鑄は不明確であることによる」〔平川同〕とみることには疑問を感じる。一章1節で述べたように、稲荷山鉄剣の身幅は三・一五センチであり、鑄横の片身幅だけでも一・五センチ以上はある。鑄もやや不明瞭とはいえ明かに存在し、文字はその稜線上に刻まれている（図1参照）。同時代の江田船山大刀が僅かに〇・八センチの刀背棟平面部に七五文字を刻銘することを考えれば、稲荷山鉄剣の片身は十分に刻銘可能な幅といえよう。「王賜」銘鉄剣と同様に、鑄をさけて右側に記すという方法がとられても不思議はない。それがそうっていないのは、系譜を鉄剣の稜線上に刻むという行為そのものに、何らかの意味があったからではないだろうか。

刀剣の形状と銘文とが密接不可分な関係にあり、その呪的意味が制作者によって強く意識されていたらしいことは、七支刀の金象嵌線のあり方から確認した通りである。そのことを念頭において、稲荷山鉄剣の真っ直ぐに細長い形状と、文字を中央稜線上に刻む方式から想起されるのは、古代の氏族系譜が一般に豎系図形態だということ、人名上に直線をひいた系図の実例がある、ということである。

古代の系図が、紙をタテに長くつないで人名を書き連ねる掛け軸仕様の豎系図（柱系図ともいう）から出発し、次第に、中世以降、横長の紙に系線をカギ型に曲げつつ父子兄弟を書き送っていく横系図（現在の通常の系図形態）へと変化していったことは、すでに早く系譜学者によって指摘されてきた〔大田一九三四〕。このことをふまえた上で、拙著では、始祖から子孫までを一直線に見通す豎系図は氏族の系譜意識に適した系図形態であり、前後の父子関係・兄弟関係をたどることに主

眼をおく横系図は「家」の系譜意識にふさわしい系図形態であるとした[義江一九八六、第三編第四章]。これをタテ長の形状に着目して捉え直すと、最古の系譜を刻む稲荷山鉄剣の、細長い剣という形状と、その中央稜線上に文字を刻むあり方が、豎系図の形状と共通することに気づかされるのである。

稲荷山鉄剣銘と同様に「コ」で代々の人名を書き連ねる地位継承次第タイプの古系譜の実例は、すでに何度かふれた「海部氏系図」(国宝)である。同系図は九世紀半ばの作成になり、タテ二二八・五センチ、ヨコ二五・七センチの長大な豎系図である。その紙幅の中央に、「海部直等之氏、始祖ホアカリ命」以下、一六代におよぶ国造・祝の人名が記される。注目すべきは、冒頭の「丹後国与謝郡従四位下籠明神從元于今所齋奉祝部奉仕海部直之氏」から系図の末尾にいたるまで、人名の上にかぶせて淡墨の直線がひかれていることである(図5参照)。直線が人名をゆがめず

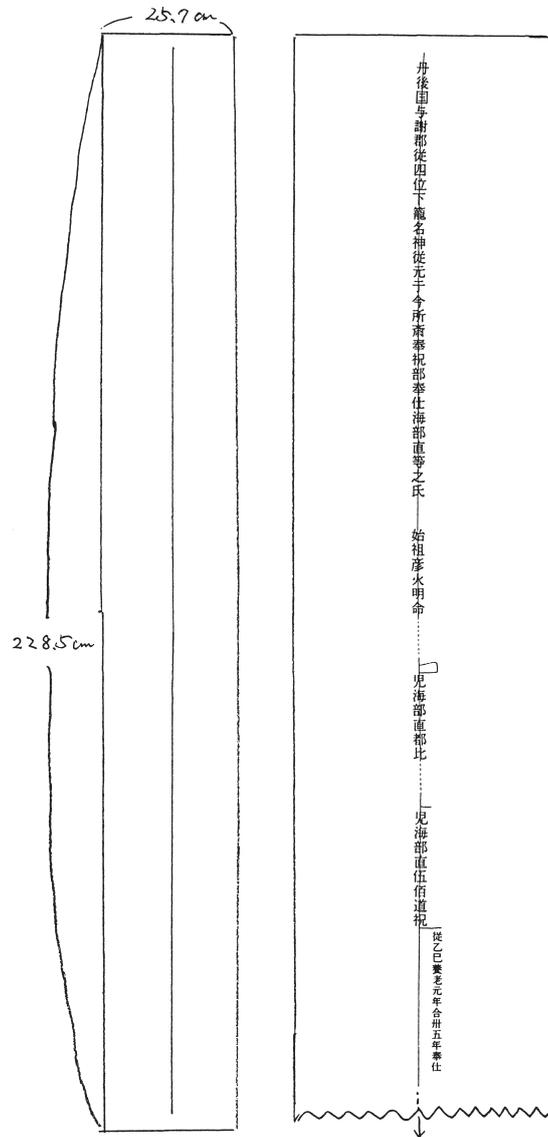


図5 海部氏系図構成全体模式図 中央人名上直線(冒頭部)

ための下書き線ではなく、文字を書き終えたあとに上からひかかれていることは、調査者の観察から明かで、系図写真からも確認できる。<sup>(8)</sup>この直線は、鉄剣の鎬稜線に相当するのではないだろうか。

さきに拙著でこの直線の意味を考察した際には、「始祖から子孫まで一筋に祝部としての職掌奉仕が行われてきたことを、目にみえる形で明示する記号」なのではないかと考えた〔義江二〇〇〇、五六頁〕。しかし、「上祖」に注目すると、氏族系譜作成の端緒段階にある稲荷山鉄剣銘には、海部氏系図の「丹後国与謝郡従四位下籠明神從元于今所齋奉祝部奉仕」にあたる奉事文言は冠せられず、系譜冒頭は「オワケ臣の上祖」から始まっている。とするならば、直線の意味をただちに職掌奉仕の連続にひきつけて考えるのではなく、原初の形態に即して、「上祖」から以降を一筋に貫く何らかの観念の存在を想定する必要がある。海部氏系図では、奉事文言は直線の脇に譜文として区別して記され、中央の直線は人名のつらなりだけを貫通している。七支刀の場合には、その独特の形状を忠実になぞった金象嵌線の囲み内部に（刀剣讚辞・吉祥句の）刻銘がなされていた。そこからの類比的推測をするならば、稲荷山鉄剣では、七支刀の囲み線に相当するものが中央の鎬稜線であり、その線上に系譜を刻銘することが剣の呪力・霊能を（系譜に）取り込む行為だったのではないかと、<sup>(9)</sup>と考えられるのである。

## 小結

以上、銘文刀剣の形状と銘文構成を確認し、下賜刀論の可否、鉄剣鎬上に系譜を刻むことの意味を考察してきた。考察結果をまとめると、

- i 七支刀の象嵌囲み線のあり方は、刀剣の形状・呪力と刻銘内容が一体のものであることを示唆する。
- ii 銘文構成からみて、冒頭の年紀表現に下賜主体の表示を見ることはできない。統治権威の背景をもたない干支年を年紀表記とした稲荷山鉄剣において、高い権威を持って浮上するのは「上祖」である。
- iii 中国・朝鮮を源流とする刀剣刻銘の伝統の中で、鉄剣鎬上に刻銘するのは稲荷山鉄剣の特色であり、〈刀を素材として〉系譜を記すことに、大きな意味があるらしい。
- iv 現存古代氏族系譜が共通してタテ長の豎系図形態であること、稲荷山系譜と同じく族長継承次第タイプである海部氏系図の中央人名上に一筋の直線がひかれていることは、細長い鉄剣の中央鎬線上への刻銘という行為との、共通性ないし連続性を想起させる。

これらの諸点の背景をなすと考えられる系譜観の特質を、次章では神話の中に探る。

## ③……………神話的系譜観の構造

### 1 剣に降臨する神

神代紀第九段本文は、天孫ニニギの降臨に先立って国譲りのために葦原中国に派遣されたフツヌシ・タケミカヅチの二神が、出雲に降り立った時の状況を次のように記す。

二神、於是、降到出雲國五十田狹之小汀。則拔十握劔，倒植於地，踞其鋒端，而問大己貴神曰，

「高皇産靈尊，欲降皇孫，君臨此地。故先遣我二神，駭除平定。汝意何如。當須避不」。

ここで注目したいのは、十握剣を倒さまに（切先を上にして）地に突き立て、その「鋒端」（尖端）に「踞」（あぐら）をかいて、オオナムチに国譲りを問うたとある、二神の出現の仕方である。『古事記』では、同じ場面で二神の名がアメノトリフネとタケミカツチとされ、「波穂」に剣を刺し立てるといふさらに神秘的な情景ではあるが、〈剣の切先に神があぐらをかいた形で出現する〉という設定は共通する。

此二神，降到出雲国伊耶佐之小浜而，拔十掬劔，逆刺立于波穂，趺坐其劔前，問其大国主神言……。

十握剣は、神武即位前紀において「国を平けし剣」として再び登場し、タカミカツチの夢告とともに熊野の高倉下の庫の中に現れて、皇軍の危機を救う。ここでも、剣は天上から高倉下の庫に落下し、その底板の上に「倒立」するという形態で出現するのである（「明旦，依夢中教，開庫視之，果有落劔，倒立於庫底板」）。

十握剣の倒立という出現形態およびそこへの神の示現をめぐる諸説をみると、「武甕槌系の剣霊の出現の仕方として、尖端を上にして立つ剣が考えられていた」とし、剣上に司霊者が坐り込むことで神の出現を具象化するヨーロッパの民俗をも紹介する注釈（古典文学大系『日本書紀』神代上，補注一〇）、日本と朝鮮の建国神話の比較を通じて、倒立する剣は「天神の霊光の表象」でありそれを神話的に人態化したものがタケミカツチの姿であるとし、「朝鮮よりの刀剣文化の伝来」に注目する見解 [三品一九七一]、芸能史的観点から「三韓経由の原始的散楽」を見いだす説 [近藤一九六〇] などがあり、最近稿としては、考古遺物・遺跡の検討も含めて「刀剣の切先を上にして逆立て、これを神霊の憑り代とする」祭祀儀礼が弥生時代から存在していたと推定する説 [松倉一九八八] も出されている。

剣の倒立をめぐる所論は多岐にわたり、渡来系の濃厚な要素は明かだが、その上で、相当古くからかかる信仰が各種の伝承を生み出すだけの地域的広がりを見せていたことは認めて良いであろう。記紀の神話に結実したところからみる限り、この信仰の要点は、①細長い剣を倒立する、②その剣は天から下されたモノである、③剣の尖端に神（天からの霊光）が宿る、という点にある。

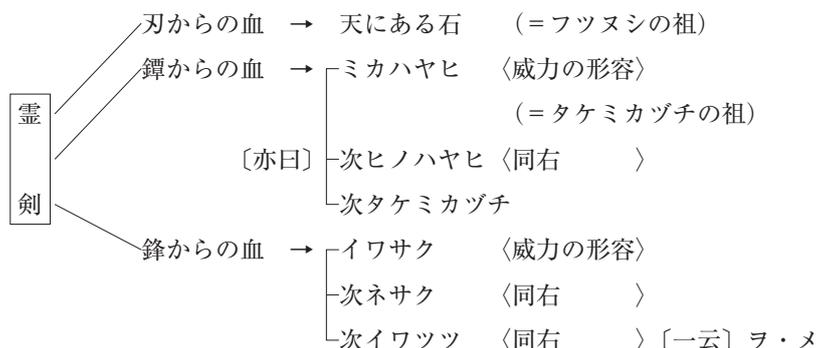
そこで、本稿の主題である鉄剣銘とのかかわりから、この議論をとらえ直してみたい。すると、鉄剣に刻まれた系譜を人々に示す際には、まさに剣を倒立した（柄を握り剣を上に掲げた）形で、その尖端（系譜冒頭部）に位置する「上祖」から一筋につらなる人名を誇示する形になることが了解されよう。すなわち、稲荷山鉄剣銘の系譜は、古代の刀剣信仰を基礎に、天の霊威を感じ得る位置に自らの「上祖」を据え、そこから連綿とつづく祖名を刻んだものと推定されるのである。鉄剣の鎬上に系譜を刻むことの意味は判然とはしないが、後世の豎系図直線との類比からみても、それが系譜作成者にとって重要な意味のある行為だったことは疑いない。鉄剣の鎬稜線は、あるいは天から一筋につらぬく霊光の象徴だったのではないだろうか。海部氏系図には、平安中期の書込ではあるが、始祖ホアカリ命の横に「天下り給う」との注記がみられる [義江二〇〇〇，三二頁]。

ここからは必然的に、「上祖」オホヒコから始まる祖名連称の意味を、神話的系譜観を背景において見直すことが要請されよう。

## 2 祖名連称の可塑性と互換性

神代紀第五段（国生み）の一書第六は、イザナギが十握剣で火神カグツチを斬り、したたった血が神と化したと記す。

A. 復劔刃垂血。是爲天安河邊所在五百箇磐石也。即此經津主神之祖矣。復劔鐔垂血激越爲神。號曰甕速日神，次横速日神。其甕速日神，是武甕槌神之祖也。亦曰甕速日命，次横速日命，次武甕槌神。復劔鋒垂血，激越爲神。號曰磐裂神，次根裂神，次磐筒男命。一云，磐筒男命及磐筒女命。ここには、ほとぼしる血の形状とそこから化成した神の名によって、霊劔の威力が表現されている。神名のイワサクは「雷神が岩を裂くによる命名」、ネサクは同じく「木を裂くによる命名」、イワツツは「磐が裂けて粒になって飛び散るによる命名」と解される（日本古典文学大系『日本書紀』頭注）。タケミカツチの名とあわせて、この霊劔を雷光の象徴とみなす所以である。ここで注目したいのは、霊劔からしたたった血が、あるいは「石」、あるいは激しさの形容そのままの神となり、それが「亦曰」の異伝によって祖・兄弟姉妹といった神々の系統譜を構成していく、という神名の語られ方である。「次」というのは、兄弟姉妹関係を意味する系譜用語である。これを図示すると、次のようになる。



それぞれの神名は、その名をきいただけで人々が想起し得る神話的背景を持ち、神話にまつわるモノの名でもあり、激しい威力の形容そのものでもある、

ここに登場した神名は、第九段（国譲り）本文の、フツヌシ・タケミカツチ二神の出雲降下に先立ってこの二神の出自を語る部分に、姿を変えて登場する。

B. 是後、高皇産靈尊，更會諸神，選當遣於葦原中國者。僉曰，「磐裂根裂神之子，磐筒男磐筒女所生之子經津主神，是將佳也」。時，有天石窟所住神，稜威雄走神之子甕速日神，甕速日神之子横速日神，横速日神之子武甕槌神。

Aでは「石」を祖とするのみ語られていたフツヌシが、Bでは、Aで兄弟関係に編成されていたイワサク・ネサク・イワツツ（のヲ・メ）を親子・配偶関係に編成しなおした神統譜上に、明確に「所生之子フツヌシ」として位置づけられている。神武即位前紀においてフツヌシはフツノミタマという劔そのものの名として語られていて、物名と神名の互換性を顕著に示す神でもある。またタケミカツチは、Aでは形状・威力を示す三神名の一つとして並列の兄弟関係で示されるのに対し、Bでは別の威力神名たるイツノヲハシリ（「稜威雄走」）の「子」として、親子関係のタテの連鎖に組み込まれて語られるのである。これを図示すると次のようになる。

イツノヲハシリ——子ミカハヤヒ——子ヒノハヤヒ——子タカミカツチ

ここにみられる「子〇〇」で神名を連称する語りの方式は、稲荷山鉄剣銘系譜の「其児名〇〇——其児名〇〇——」という祖名連称と同じであることに注目したい。神話的系譜観においては、個々の神名そのものが神話(伝承)上の背景をもち、そこにおける神名連称は、高祖父—曾祖父—祖父—父—子といった時系列の血統観とは全く異質である。これらの名は、一定の人々が共有する神話(伝承)世界の中では、神名・物名・人名が相互に互換性を持ち、神話(伝承)の発達・変型に応じて柔軟に名前・順序の組替・入替・省略が行われるような、可塑性に富んだ語りであったと推定されるのである。刀剣信仰の広がり、倒立した剣の切先に降臨する神、という記紀神話のモチーフを念頭に置くなれば、稲荷山鉄剣系譜の祖名連称を考察するに際しても、かかる可塑性・互換性の観点が欠かせないことが了解されよう。

### 3 祖名連称と「上祖オホヒコ」共有圏

古代の系譜は口承系譜～文章系譜～豎系図～横系図の順に推移したとされる〔大田一九三四、義江二〇〇〇、六～八頁〕。稲荷山鉄剣系譜は文章系譜の現存最古例であり、『古事記』崇神段で天皇の「汝者誰子也」との問いに対するオホタタネコの答えとして語られる系譜が、口承系譜の最古例である。

僕者、大物主大神、娶陶津耳命之女活玉依毘売、生子、名櫛御方命之子、飯肩巢見命之子、建甕槌命之子、僕意富多、根古。(A)

一方、『日本書紀』では同じ系譜伝承が、大田々根子に対する天皇の「汝其誰子」という問いに対して「父曰大物主大神。母曰活玉依媛」(B)という形で示される。(A)と(B)を簡略化して並記すると、次のようになる。

(A) 大物主(娶活玉依毘売生) —子クシミカタ—子イヒカスミ—子タケミカツチ—子オホタタネコ

(B) 大物主(母活玉依媛) —子オホタタネコ

オホタタネコは(A)では大物主の五世の孫だが、(B)では、大物主の子として語られる。これは、どちらかが誤り、あるいはどちらかが本来の伝え、ということではない。神話的系譜観の可塑性にもとづけば、どちらの語りも異なる位相でとらえられた真実なのである。「粟鹿大明神元記」から考察したように、後世、同祖同族グループの拡大にともなって系譜共有圏も広がりを見せ、系譜伝承も変容を遂げる。但馬国の神部直氏が属した大神同祖同族グループの共有系譜では、オホタタネコの上に多くの祖が架上され、記紀神話中のササノヲから系をひくにいたっている。そこに記された多くの祖名のつらなりは、但馬国神部直氏にとって現実的意味のあるものとして選び取られた、同族グループ=政治的同盟・服属関係の重層的表現なのである。

このことを、稲荷山系譜の祖名連称について具体的に考えてみよう。当時の語りにおける世代深度を念頭におくと、おそらくヲワケを遡る二代、カサヒ(ハ)——ハテヒは、称号を持たない点からみても、ヲワケを族長とする一族が語り伝えた現実の族長継承次第を示す可能性が高い。それに対して、オホヒコの「コ」タカリのスクネ以下、テヨカリワケ——タカヒ(ハ)シワケ——タサキワケと、スクネからワケへの整然とした称号の推移をみせる祖名は、「族長の称号」であり、「地名

+尊称の類型の「名前」であって、のちに孝元皇子大彦命を共通の祖とする阿倍氏同族系譜を構成するにいたる氏族名（高橋氏・佐々貴氏等）と共通することが指摘されている〔溝口一九八二，三七九頁〕。「地名+尊称」で表現される類型的な族長名とは、原ウヂの支配領域（発祥地）の象徴であり、それが伝承上の族長名として結実したものであろう。したがってこれらの類型的族長名のつらなりは、同族グループの同盟の網の目の広がりを示すものでもある。それが、同族共有系譜上ではタテの祖名連称として語られるというのとはどういうことなのか。これを考える上で参考となるのは、アフリカ・モシ族の王統譜語りの構造を解明した、川田順造の仕事である。

川田によれば、太鼓の朗誦によって「時の流れに従って呼び出される王の名のつらなり」は、あたかも「代々一系の系譜をたどって継承されてきた王朝」の歴史そのもののようにみえるが、実は、そこには王朝を構成する五つの地域にまたがる王名が含まれ、王朝の分裂、周辺部族の服属による領土の拡大などの歴史を、「従属させられた王朝も含めた、傍系の首長たちの名もあとからとり入れた、合成された系譜」であるらしい〔川田一九九〇，三二頁～〕。

これは、稲荷山鉄剣銘系譜の祖名連称を考える上でも、きわめて示唆的な分析視角といえよう。英雄オホヒコにまつわる神話伝承を共有し、のちに阿倍氏同族グループを構成するに至る首長たちの、同時代における現実の同盟関係およびそこに至るまでの服属の歴史過程が、氏族（原ウヂ）の系譜意識においては、「地名+尊称」の類型的族長名を「其児」でつらねた祖名連称として語られるのである。したがって、勿論、現実の同盟・服属関係の変化に応じて祖名の連なりは選び直され、組み替えられる。「上祖」オホヒコの伝承と系譜の共有という構造そのものは維持しつつ、個々の祖名と連なりの具体的内容はかなりの可塑性をもつのである。系譜伝承に多くの「異伝」がともなう所以である。稲荷山鉄剣系譜の祖名連称は、高祖父—祖父—父といった時系列血統観に基づく父系出自系譜とは全く異質の語りなのである。これは、「上祖」の特質として一章でみたところとも一致する。

古代の氏族系譜は、溝口氏が明かにしたように「大和朝廷の建国神話・建国伝説上の人物を始祖」とし、譜文の最後が大王への「奉仕」（奉事）で結ばれるという特色を持っている〔溝口一九八二，三三四頁～〕。ただしこれを、天皇系譜を一本の幹として全ての氏々がその枝葉をなす構造が「はじめからきっちりと体系化されている」〔溝口同右，三・四頁〕として、超歴史的・固定的にとらえることには賛成できない。氏族系譜とは、現実の歴史を反映しつつ「一定の方式によって」変容していくもの〔熊谷一九八四〕であり、氏族の側の意識・欲求にもとづいて、矛盾を含みつつ、おぼろげに下から形成されていくものである〔義江二〇〇〇，一四頁〕。こうした氏族系譜の意識・構造を王権がとりこみ、あたかも「一本の系統樹」を各氏が分有するかのような固定的な構造に編成していく歴史的過程こそが、解明されなければならない。まず王統譜ありき、なのではない。王統譜への接続以前に、氏族（原ウヂ）の側で自生的に固有系譜伝承と共有の構造が形成されつつあったこと、その伝承と構造を取り込んで王統譜が形成されていったことをうかがわせるものとして、稲荷山鉄剣銘文の意義を捉え直したい。

## 小結

- i 倒立した剣の切先に神が出現するという神話モチーフからは、霊剣に天の威力を感じ取る信

仰の広がりが見え、それが鉄剣鐔上に系譜を刻む行為の背景をなす。

- ii 神話的系譜観においては、個々の神名（祖名）は共有する神話（伝承）を背景に、神名・物名・呪力が互換性を持ち、省略・入替可能な可塑性を特質とする。
- iii 「地名+尊称」の類型的族長名をつらねた稲荷山鉄剣銘系譜は、かかる神話的系譜観を背景に理解されねばならない。それは、同族グループの同時代における現実の同盟関係（ヨコの広がり）をタテの祖名連称（ウヂの歴史）に置き換えたものであり、祖父—父—子という時系列血統観による父系出自系譜とは全く異質のものである。

## 結びにかえて——時系列血統観の成立へ向けて

以上、稲荷山鉄剣銘の「上祖」をてがかりに、古代氏族の系譜観の特質、系譜を鉄剣に刻むことの意味を探ってきた。各章の小結で述べたことを再度まとめ直すと、本稿で明かにしたことは以下の四点である。

- ① 「上祖」は〈始まり〉＝起点を意味する「始祖」とは異質の祖先表記であり、七世紀末以前の地位継承次第タイプの系譜冒頭に据えられる「祖」だった。「上祖」が「始祖」にとってかわられるのは『日本書紀』編纂頃であるらしい。
- ② 刀剣銘文の比較検討からは、冒頭の年紀表現に下賜主体の表示をみることはできない。稲荷山鉄剣銘文において権威の淵源をなすのは「上祖」であり、同銘文は、王統譜に組み込まれる以前の、原ウヂの側の系譜伝承世界をうかがわせるものとして貴重である。
- ③ 刀剣の持つ形状・呪力と銘文内容は密接不可分である。霊剣の切先に天の威力を看取する神話、後世の豎系図にみえる中央人名上直線との類比からみて、細長い鉄剣の鐔稜線上に系譜を刻む行為の背景には、重要な信仰上の意味があったと推定される。
- ④ 神話的系譜観においては、神話（伝承）世界の共有を基礎に、個々の祖名とその連なりは柔軟な互換性・可塑性を持つ。「地名+尊称」の類型的族長名をつらねた稲荷山鉄剣銘系譜は、同族グループの現実の同盟関係（ヨコの広がり）をタテの祖名連称（ウヂの歴史）に置き換えたものであり、時系列血統観による父系出自系譜とは異質の祖先観にもとづく。

五世紀後半のワカタケル大王（雄略）の時代は、中国皇帝の権威と統治技術を自らのものにした倭王が、配下の首長層に独自の支配を及ぼしていく画期をなした。刀剣銘文に下賜の論理を読み取ることの可否を離れて、このこと自体は揺るがない。府官制秩序の観点からも、武（ワカタケル）による「開府儀同三司」の自仮と臣下への軍事官号の仮授は、倭王による倭国内首長層の組織化の上で画期的な意味をもったとみなせる〔鈴木二〇〇二〕。これら上からの制度的な支配の深化・浸透と並行して、王権と首長、首長層相互の間で人格的従属関係を構築していく過程があり、それが六世紀以降に部民制・氏姓制として明確な形をとるに至ると考えられる。こうした人格的従属関係構築の前提として、首長層の共有する観念世界をどう取り込み、統合し、乗り越えるかということが、王権にとっての大きな課題として存在し、それが王権のあり方をも規定したと推定される。そうした観念世界のありようを示すのが氏族系譜のもつ独特の構造・意識であり、稲荷山鉄剣銘系譜は、その具体的考察の手がかりを与えてくれる。本稿が、王統譜形成の解明に欠かせない視角とし

て、氏族系譜の系譜意識に着目した所以である。

稲荷山鉄剣銘が、「大王の寺、シキの宮に在る時、吾、天下を左治す」という「奉事根源」を刻銘由来として記すことは、王権による氏族の編成が、首長たちの大王宮への「奉事」を契機に本格化することを示す<sup>(10)</sup>。それによって、おそらく実態としてはヲワケ臣に始まると思われる「杖刀人首」としての奉事が、「世々」の大王に対する「上祖オホヒコ」以下「今（ヲワケ）に至る」までの連続たる奉仕の歴史として観念的にとらえ直され、オホヒコの王統譜への組み込みとあいまって、六世紀以降の氏姓制・部民制を骨格とする支配組織の形成を可能としていくのである。

もはや紙幅もつきたので、以下、過去を認識する〈姿勢〉、神話的系譜観の終焉、〈始まり〉の設定、の三点について簡単な見通しを述べ、結びとしたい。

勝俣鎮夫は「バック トゥ ザ フューチャー」なる卓抜な題名の論考において、日本語の「サキ」（前・先）が古代・中世には時間的経過の「過去」を意味しており、それが戦国末一六世紀頃に、未来を意味する新たな用法へと転換していったことを明かにした。ここから「古代・中世社会においては、人々は未来（アト・跡・後）に背を向ける姿勢をとり、過去（サキ・前・先）と向き合い、過去から現在にいたる道を見据え、未来に向かって後ずさりしているという歴史認識をもっていた」とするのである〔勝俣二〇〇七〕。

勝俣が抽象的な次元で指摘した「過去に向きあい、未来に向かって後ずさりする」という歴史認識の問題を、具体的な身体次元で捉え直してみたい。古代の人々が「過去に向きあう」いった場合、具体的にどのような行動を意味したかといえ、それは系譜語りに耳を傾けることであり、文字表記が定着してのちには、系図を眺めることであつたらう。本稿で述べたように、古代の氏族系譜は一般的にタテ長の豎系図（柱系図）の形態である。人々は、細長い鉄剣に刻まれた系譜、あるいは柱に掛けられた掛け軸様の系図と向いあい、自らの〈過去〉を確認した。氏族の〈過去〉は祖名の連なりに表現され、その祖たちは系図の空間的上部を占める。〈歴史〉は系図を下にたどることによって体感され、最下部が自らの生きる「今」である。そして文字通り後ずさりしつつ自己の名をその下に書き継ぐことで、未来へとつながっていく。氏族系譜は、祖名連称の可塑性という抽象次元においても、鉄剣・豎系図という具体的な形態においても、まさに「空間と時間が融合した概念」のもとで古代の人々の歴史認識のありようを規定した。

本稿で明かにしてきたような可塑性に富んだ神話的系譜観は、いつ、どのようにして終焉を迎えたのだろうか。判然と答えることはできないが、いくつかの手がかりはある。一つは、剣の倒立に関する観念が『古事記』では明かに失われつつあることである。すなわち、『日本書紀』神武即位前紀が霊剣フツノミタマの出現を「倒立於庫底板」とするのに対して、『古事記』神武段では同じ場面が「見己倉者、信有横刀」と記されるのみで、「倒立」のモチーフは消滅している。一章でみたように、祖先の表記をすべて「祖」に統一することとあわせて、『古事記』編纂が一つの画期をなすらしいことをうかがわせる。また、別稿で明らかにしたように、六九七年に即位した文武の即位宣命によれば、持統は「天つ神の御子」として「天に坐す神の依さし」によって天下を統治し、その「天津日嗣高御座の業」を孫の文武に「授け賜わ」ったとされる。ところが、この持統から文武への譲りが、七〇七年の元明即位宣命においては、持統から「日並所知皇太子の嫡子」である文武への譲りとして語り直される。逆に、持統が「天つ神の御子」として統治したと言挙げ

は姿を消す。文武から元明の間に、王統譜をめぐる、神話的系譜観から時系列直系血統観への転換の方向が明確になり始めるのである〔義江二〇〇五〕。仁藤敦史氏の指摘する、七世紀後半から八世紀半ばに集中的にみられる「ミオヤ」「ワガコ」という擬制的父母子関係の設定による皇位継承〔仁藤二〇〇三、二〇〇五〕は、こうした過渡期に、基層の双系（方）的親族関係を基盤として浮上した方式とみることができよう。

『日本書紀』の撰上は七二〇年のことであり、そこでは、初代神武以降、欠史八代を含めて直系継承の皇統譜が提示される。これらの古い時代の天皇名の多くは架上されたものであり、実在ではない。しかし、系譜意識による氏族の統合という観点からみた場合、これら架上された天皇の皇子たちには多くの諸氏族の祖が結びつけられ、壮大な擬制的同祖系譜体系の結節点をなす。「一本の系統樹」を各氏が分有するような体系が形作られ、その中心軸をなす「皇祖騰極次第」の「コ」が〈父子直系〉によみかえられて、文字として定着するのである〔義江二〇〇六〕。その後も、氏族の現実の力関係の推移によって、祖の付け替え・変容は繰り返される。しかし、九世紀初の『新撰姓氏録』が「日本紀に合う」か否かで系譜伝承をランクづけすることに明らかなように、以後は、『日本書紀』が語りの真偽を判定する正典としての地位を占めるに至るのである。

一章で述べたように、『日本書紀』編纂の頃から「上祖」にかわって「遠祖」「始祖」の語が使われはじめる。「遠祖」は「今」の時点からみて時系列上の遠い祖、「始祖」は時系列上の〈始まり〉に位置する祖である。歴史に〈始まり〉を据える観念がどこから兆すかと考えた場合に注目されるのは、『続日本紀』に頻出する「高天原に事初めて……」との文言である。「高天原に事初めて、遠天皇祖の御世、中・今にいたるまで……」（文武元・八・一即位詔）、「遠天皇祖の御世を始めて、天皇が御世御世……」（慶雲四・七・一七即位詔）、「高天原ゆ天降り坐しし天皇が御世を始めて、中・今に至るまでに……」（和銅元・正・一一詔）、「遠天皇祖の御世を始めて中・今に至るまで……」（神亀元・二・四即位詔）等々と、「高天原からの天降り」を起点として「遠」い天皇から「今」に至る皇統の歴史が、まさに時系列として語られている。

高天原観念の成立以前から、起点としての「遠祖」の観念はみられ、それは奉事の対象としての「遠皇祖」である。「始め我が遠皇祖の世に、百済国を以て内官家としたまふこと、譬へば三校の綱の如し。中間、任那国を以て百済に属け賜ふ。後に……」（『日本書紀』大化元・七・詔）、「大伴・佐伯宿禰は、常も云はく、天皇が朝守り仕へ奉る……遠天皇の御世を始めて今朕が御世に当たりても……」（勝宝元・四・一詔）、「渤海国王……遠天皇の御世御世、年緒落ちず問む事無く、仕へ奉り来るとなも思ほす……」（宝亀八・四・二二）とあるように、国の内外に通用するとされる奉事の起点が「遠皇祖」であった。

従来、記紀系譜の真偽と造作過程を問う中では、「ハツクニシラス」の称を持つ天皇が神武と崇神の両者であることから、神武を否定し崇神の実在を認める議論が主流であった。それに対して大平聡氏は、『日本書紀』大化三年四月詔の「始治国皇祖」に注目して、「ハツクニシラス」は七世紀半ばに初見する政治思想であり、「確実に言えることは、七世紀に認識された初代の大王（天皇）は崇神であったということに過ぎない」とした〔大平二〇〇二〕。したがうべきであろう。七世紀から八世紀にかけての王統譜の形成過程を、時系列血統観への転換、“始まり”の設定、という観点から問い直すことを今後の課題としたい。

## 註

(1)——京都府籠神社(旧丹後国一宮)宮司家である海部家に伝わる豎系図。9世紀半ばの成立だが、七世紀末以前の古系譜の伝承と形態を良くとどめる。「附海部氏勘注系図」とともに国宝指定。『神道体系 古典編十三 海部氏系図他』[神道体系編纂会、一九九二年]に「海部氏系図」「海部氏勘注系図」の全文積文、金久余市『古代海部氏の系図(新版)』[学生社、一九九九年]に「海部氏系図」の分載による全体カラー写真および「海部氏勘注系図」の巻首白黒写真とそれぞれの積文がある。

(2)——中央研究院「漢籍電子文献・瀚典全文検索系統1.3版」による。「上祖奠」(祖奠<sup>たてまつ</sup>を上る)(後漢書礼儀志下大喪)といった動詞用法以外には、熟語としての「上祖」は、「是以惠帝尚在太廟……非上祖宜遷也。下世既升,上世乃遷,遷毀対代,不得相通」「七廟七世之親,昭穆,父子位也。若当兄弟旁滿,輒毀上祖」(晋書列伝第三八・賀循)のように、宗廟から上世代の祖を除去するか否かという議論の中に見える。

(3)——「日本書紀私記(乙本)」は仮名遣いよりみて平安後期の成立とみられるが、和訓そのものは平安前~中期にほぼ固定したものとされる[西宮・一九六〇、北川・二〇〇一]。

(4)——『神道体系 神社編三十五 丹波・但馬等』(神道体系編纂会、一九九一年)には、四種の「粟鹿大(明)神元記」をおさめる。

(5)——「元記」には他にも、「母曰」注記の中に「出雲臣上祖」「甲斐国造等上祖」「的大神直上祖」「倭三川君等上祖」の四例の「上祖」表記がみえる。これも、「母」注記を付加するに際して参照されたそれぞれの古系譜

冒頭部とみることができよう。

(6)——ここは従来は「五」等に読まれてきたところだが、『石上神宮 七支刀銘文図録』四四頁のX線写真による判読にしたがい、「十一」とする。なお吉田晶[二〇〇一]をも参照。としておく。本稿の論旨には変わらない。

(7)——ここを「……記,オワケ臣。上祖……」ではなく、「オワケ臣の上祖」と読むべきことは、第一章で「中臣の上祖アメノコヤネ命」等との対比から明かにした通りである。

(8)——『神道体系古典編十三〔海部氏系図他〕』解題(村田正志執筆),八頁。金久余市『古代海部氏の系図(新版)』附載カラー写真参照。

(9)——これは地位継承次第タイプの氏族系譜についていえることである。父方母方双方の数世代遡る祖を親子関係の連鎖で表す「娶生」系譜は、氏族系譜の範疇には入らない。聖徳太子と妃に関わる「娶生」系譜を、一〇〇個の亀の甲羅に四文字づつ刺繍して表す「天寿国繡帳銘」[義江・二〇〇〇, I—II章]を想起すれば明かごとく、「娶生」系譜には一直線の観念はなじまない。また用紙は豎系図形態であっても、「和気系図」は地位継承次第ではなく、すでに父系出自系譜に変容を遂げており、末尾には横系図への変化の方向の兆していることが明白にみてとれる[義江・一九八六、三八三頁]。

(10)——宮への奉事が六・七世紀の王権構造の要をなすことについては、仁藤・一九九八の第二編「斑鳩宮の経営」所取諸論文参照。

## 引用参考文献

- 井上光貞他編 一九七八『シンポジウム 鉄剣の謎と古代日本』新潮社  
井上光貞 一九六五「帝紀からみた葛城氏」『日本古代国家の研究』[『井上光貞著作集』一,岩波書店,一九八五,所収]  
伊藤匡芳 二〇〇七『記紀』記載氏族系譜に関する基礎的考察『皇學館史学』21  
梅原末治 一九六二「日本出土の漢中平の紀年大刀——大和檜本東大寺山古墳新出土品」『大和文化研究』7—11  
大平 聡 二〇〇二「世襲王権の成立」鈴木靖民編『日本の時代史2 倭国と東アジア』吉川弘文館  
小川良祐他編 二〇〇三『ワカタケル大王とその時代——埼玉稲荷山古墳』山川出版社  
勝俣鎮夫 二〇〇七「バック トゥ ザ フューチャー」『日本歴史』704  
亀井正道 一九七九「船山古墳と銀象嵌銘大刀」『MUSEUM』340  
川口勝康 一九七八a「瑞刃刀と大王号の成立」井上光貞還暦記念『古代史論叢』上,吉川弘文館  
川口勝康 一九七八b「五世紀史と金石文——ワカタケル大王の時代」『シンポジウム 鉄剣の謎と古代日本』  
川口勝康 一九八一「五世紀の大王と王統譜を探る」原島礼二他編『巨大古墳と倭の五王』青木書店  
川口勝康 一九八七「大王の出現」『日本の社会史』3,岩波書店

- 川口勝康 一九九三「刀剣の賜与とその銘文」『岩波講座日本通史二 古代一』岩波書店
- 川崎 晃 二〇〇七「古代の表記に関する覚書二題——「獲加多支鹵」「俣田」——」『高岡市万葉歴史館紀要』17
- 川田順造 一九九〇『無文字社会の歴史』〔同時代ライブラリー〕岩波書店〔初版一九七六〕
- 北川和秀 一九八〇「古事記上巻と日本書紀神代巻との関係」『文学』48—5
- 北川和秀 二〇〇一「日本書紀私記」皆川完一他編『国史大系書目解題』下, 吉川弘文館
- 熊谷公男 一九八四「令制下のカバネと氏族系譜」『東北学院大学論集〔歴史学・地理学〕』14
- 是澤恭三 一九五六「粟鹿大明神元記の研究」(一)『日本学士院紀要』14—1
- 近藤喜博 一九六〇「剣尖に坐す神」『國學院雑誌』51—4
- 佐藤長門 二〇〇四「有銘刀剣の下賜・顕彰」平川南他編『文字と古代日本1 支配と文字』吉川弘文館
- 篠川 賢 一九八八「鉄刀銘の世界」佐伯有清編『古代を考える 雄略天皇とその時代』吉川弘文館
- 白石昭一郎 一九九五「刀と剣」佐伯有清先生古稀記念会編『日本古代の伝承と東アジア』吉川弘文館
- 鈴木靖民 二〇〇二「倭国と東アジア」『日本の時代史』二, 吉川弘文館
- 竹本 晃 二〇〇七『日本書紀』における「始祖」と氏『古代文化』58—1
- 東野治之 二〇〇四「朝鮮半島出土の単龍文環頭大刀銘」〔初出一九九二〕/「江田船山古墳の大刀銘」〔初出一九九三〕『日本古代金石文の研究』岩波書店
- 東野治之 二〇〇八「七世紀以前の金石文」『列島の古代史6 言語と文字』岩波書店
- 長野 正 一九八〇『日本書紀』神代巻の「一書」について」芳賀幸四郎先生古稀記念論文集編集委員会委員会編『日本文化史研究』笠間書院
- 西宮一民 一九六〇「日本書紀私記, 乙本・丙本について」/「和名抄所引『日本書紀私記』」『日本上代の文章と表記』風間書房
- 仁藤敦史 一九九八『古代王権と都城』吉川弘文館
- 仁藤敦史 二〇〇三「古代女帝の成立——大后と皇祖母」『国立歴史民俗博物館研究報告』108
- 仁藤敦史 二〇〇五「王統譜の形成過程について」小路田他編『王統譜』青木書店
- 早川泰弘他 二〇〇三「埼玉県稲荷山古墳出土金錯銘鉄剣の金象嵌銘文の蛍光X線分析」『保存科学』42
- 平川 南 一九八八「銘文の解釈と意義」後掲『「王賜」銘鉄剣概報』
- 福永光司 一九八七「道教における鏡と剣——その思想の源流」『道教思想史研究』岩波書店
- 松倉文比古 一九八八「古代の刀剣信仰について」『龍谷紀要』10—2
- 三品彰英 一九七二「フツノミタマ考——刀剣文化の伝来と日鮮建国神話の研究」『三品彰英著作集2 建国神話の諸問題』平凡社〔初出一九三七〕
- 溝口睦子 一九八二『日本古代氏族系譜の成立』〔学習院学術研究叢書〕学習院
- 義江明子 一九八六『日本古代の氏の構造』吉川弘文館
- 義江明子 二〇〇五「古代女帝論の転換とその背景」『人民の歴史学』165
- 義江明子 二〇〇〇『日本古代系譜様式論』吉川弘文館
- 義江明子 二〇〇六「神話・系譜と歴史」『列島の古代史6 言語と文字』岩波書店
- 吉田 晶 二〇〇一『七支刀の謎を解く』新日本出版社
- 吉田一彦 二〇〇八「古代国家論の展望——律令国家論批判——」『歴史評論』693

#### 参照資料

- 村山正雄編著 一九九六『石上神宮 七支刀銘文図録』吉川弘文館
- 島根県教育委員会編 一九八七『出雲岡田山古墳』
- 東京国立博物館編 一九九三『江田船山古墳出土 国宝銀象嵌大刀』吉川弘文館
- 市原市教育委員会編 一九八八『「王賜」銘鉄剣概報 千葉県市原市稲荷台1号墳出土』吉川弘文館
- 黄壽永編著 一九九四『韓国金石遺文』〔第五版〕一志社
- 埼玉県教育委員会編 一九七〇『埼玉稲荷山古墳』
- 東京国立博物館他編 二〇〇八『東大寺山古墳出土 金象嵌銘花形飾環大刀』同成社

(帝京大学文学部, 国立歴史民俗博物館共同研究員)

(2008年9月30日受理, 2009年2月2日審査終了)

## A Study of “*Joso*” Ancestry in Sword Inscriptions : One Perspective on the Formation of the Imperial Line Based on Clan Genealogy

YOSHIE Akiko

In order to advance criticism of the *Kojiki* and the *Nihon Shoki* and research on the Japanese imperial line based on metal and stone inscriptions, a comprehensive study of the concepts incorporated in the inscription materials and texts that includes genealogical consciousness of clan genealogy is required. With this in mind, the author made a study of the inscription on the Inariyama sword, the oldest extant clan genealogy, and examined the significance of carving a genealogy on a sword by looking at the notion of *joso* (ancestry), presumed to be important in the context of the composition of the inscription, and the changes to this notion that took place over time.

The study revealed the following four findings. Firstly, as a transcription of forebears that is different to “*shiso*” (primogenitor), “*joso*” comprises ancestors seen as having started genealogies when they inherited a certain status before the end of the 7th century. The shift from “*joso*” to “*shiso*” occurred around the time of the compilation of the *Nihon Shoki*. Secondly, there is a problem with interpreting an inscribed sword solely based on the reasoning that it was a gift from a person of higher status to a person of lower status. The Inariyama sword inscription is a valuable resource that affords a glimpse into the world of the autogenous genealogical tradition of a clan whose authority comes from their “*joso*.” Thirdly, as noted in the lines marking the inlay in the *Shichishito* (seven-pronged sword), the shape and magical power of the sword is inseparable from the contents of the inscription. If we see the act of carving a genealogy on the ridgeline of the blade of the sword as analogous to a myth on the point of the blade of a spirit sword recognizing the authority of heaven, or to a straight line above the central names in a linear genealogy from a later period, the inscription has significance in terms of religious beliefs. Fourthly, if one considers the genealogy on the Inariyama sword from the perspective of a mythological view of genealogy, the part where generic clan chief names are named with the place name and honorific title can be seen as a substitute for an actual alliance (lateral contiguity) between contemporary clan groups by a linear list of ancestor’s names (clan history). This is a completely different genealogical concept to patrilineal genealogy based on a chronological bloodline of grandfather, father and son.

The author then discusses the switch made from the end of the 7th century through to the

---

---

beginning of the 8 th century to the concept of a chronological direct bloodline through the creation of an imperial line that transcends the conceptual world common to persons of chiefly rank. The author also discusses the establishment of a “beginning” in historical consciousness and the “posture” of facing the past through ancestry.

Key words: Inariyama sword inscription, clan genealogy, imperial line, inscribed sword, “*joso*” (ancestry)